

枚方市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見を次のとおり公表する。

令和 7 年（2025 年）12 月 26 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	奥 野 美 佳
同	長 友 克 由

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

1. 監査の対象

(1) 対象部課

子ども未来部	子ども青少年政策課
	私立保育幼稚園課
	公立保育幼稚園課
	市立ひらかた子ども発達支援センター
	保育幼稚園入園課
	まるっこどもセンター

(2) 対象事務

令和 7 年度（2025 年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和 7 年（2025 年）9 月 1 日（月）から令和 7 年（2025 年）12 月 25 日（木）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【指摘・改善事項】

【子ども青少年政策課】

○子ども食堂に係る補助金交付事務について

子ども青少年政策課では、子どもの居場所づくり推進事業として子ども食堂に取り組む地域団体に初期経費及び運営経費の助成を行っている。補助対象である初期経費及び運営経費については、年度末の事業終了後に同団体から提出された收支決算書、出納帳、領収書の写し等で補助対象となるかの確認を、チェックシートを用いて 2 人以上で行うとしているが、チェックシートの 1 つのチェック欄にはチェック済みの印が印刷されており、確認日や担当者の欄も空白のままとなっていた。チェック済みの書類においても、除外品のチェック漏れが複数件見受けられた。

中でも、誰の目で見ても印刷製本費での支出が妥当と思われる印刷物を担当課の協議で申請者の意向どおりの備品購入費で支出を認めた事例については、いかなる理由をもってしても明らかに不適正な支出であり、担当部局の判断として到底認められるもので

はない。

公金を扱う市行政職員は常に法規に基づき、厳正な事務執行が求められており、特に補助金の交付事務では透明性、公平・公正な事務執行でなければならず、今回の事務手続はこうした原則を大きく逸脱したものであり、早急に当該補助金の返還手続を進めるとともに、今後同様の誤りが起きないよう、改めて行政事務全般を再認識し、補助金交付事務をはじめとした行政事務を適正に執行するよう指摘する。

[公立保育幼稚園課]

○公立保育幼稚園課が所管する事務について

公立保育幼稚園課では、市立の保育所、小規模保育施設、臨時保育室、病児保育室に関する事務を所管している。それらの事務のうち、契約に関する事務においては、地方自治法をはじめとした法令等（以下「法令等」という。）に対する理解不足により、債務負担行為が議決された年度に契約締結を行わず、新たな年度に予算の裏付けがないにもかかわらず複数年契約を行っていた事例や物品購入で早期納入を図るため、主管課で発注できるよう分割発注を行うなど、不適正な事務手続が見受けられた。

また、債権の滞納整理に係る事務においては、繰越調定の起票がされておらず、一部の債権について、枚方市債権管理及び回収に関する条例に基づいた督促及び延滞金の請求が行われていない事例や決裁処理を経ずに催告を行っていた事例も見受けられた。

さらに、保育施設に係る事務においては、備品登録が漏れていた事例や領収証交付に使用する領収印について、枚方市会計規則で定める手續がされていない領収印を使用していた事例や領収印の代わりに事前承認のない公印を押印している事例も見受けられた。

言うまでもなく、地方自治体の事務は、全て法令等に基づき適正な事務執行が求められており、事務が多岐多様で慢性的な人員不足という課題も抱えていることは一定理解するものの、そのことをもって不適正な事務が許されるものではなく市行政に対する市民の信頼を大きく損ねる行為と言わざるを得ない。

公立保育幼稚園課においては、今一度、本市が進めている内部統制制度の主旨を十分理解した上で、法令等の遵守をはじめ、事務手順の徹底、様々なリスクに対する回避策の実行等、事務の適正化に向けた取組を早急に講じるよう指摘する。

【意見・要望事項】

[私立保育幼稚園課]

○私立保育幼稚園課が所管する事務について

私立保育幼稚園課では、私立保育所（園）、私立認定こども園、私立小規模保育事業実施施設等に係る補助金や給付費、委託料等の支払事務を行っているが、慢性的な人員不足という課題を抱える中で、多種多様な事務に対する認識不足やチェック体制の不備

等により、処理の誤りやチェック漏れ等の事例が見受けられた。特に、施設等利用給付費に係る大阪府への返還金処理を失念していたために、遅延損害金が発生する事案が発覚するなど、由々しき事態と言わざるを得ない。

今後、適正な事務処理が行えるよう、全課員が諸事務の認識を再確認するとともに、事務処理手順の徹底、リスク回避に向けたチェック体制の確立など、適正な事務を執行するよう強く要望する。

[市立ひらかた子ども発達支援センター]

○市立ひらかた子ども発達支援センターの管理運営について

市立ひらかた子ども発達支援センターは、児童福祉法に基づく児童発達支援センターで、本市の障害児施設であった幼児療育園とすぎの木園の機能を有した施設として、質の高い保育・療育を目指している。同センターに係る収入のうち、障害児相談支援給付費について、算定誤りにより国等への返還が発生している事例があった。

今回の監査期間において、納期限内に支払ができなかったために、遅延損害金が発生するという事案も発生しており、今後、二度と同様の事例が発生することのないよう、所管事務の手続等を十分に理解するとともに、疑義が生じた場合には適宜確認を行うなど、課内のチェック体制を強化し、適正に事務を執行するよう強く要望する。

[保育幼稚園入園課]

○施設等利用費（償還払い）に係る事務について

保育幼稚園入園課では保護者に対して預かり保育の施設等利用費の償還払いを行っているが、請求金額の誤りがあった場合、適切な事務が行われていない事例が複数件見受けられた。当該事業は、子育て世代の負担を軽減するために行っている事業であることから、今後、同事業を進めるに当たっては、事業の趣旨を十分酌み取り、保護者に寄り添った事務改善を図るよう要望する。

[まるっこどもセンター]

○ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る事務処理について

まるっこどもセンターでは、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的に実施要綱を定め、家庭生活支援員の派遣を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を一部委託により行っているが、登録された派遣事由以外で利用をしている事例や、同要綱で規定している「市長が特にやむを得ないと認める」ことの正式な決裁を受けずに5時間を超えて利用をしている事例、派遣対象外の者に対して利用登録を認めている事例等があった。また、利用の都度審査及び決定を行う必要があるにもかかわらず、2回目以降の利用について、審査等が一切行われていないなど、チェック機能が果たされていなかった。

同事業については、前回の定期監査において、適正に事務を遂行するよう要望したところだが、今回の定期監査においても、不適切な事務が散見され、遺憾と言わざるを得ない。

今後、真に同事業を必要とする利用者にとって、利用しやすい制度となるよう、より実態に即した同要綱の見直しを検討するとともに、職員間で同事業の事務処理の共有化を図った上で、適正な事務を行うよう強く要望する。

○まるっとこどもセンターが所管する債権の滞納整理事務について

まるっとこどもセンターでは、助産及び母子生活支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業において、債権の滞納が発生している。機構改革等で事務が煩雑となり、長期欠員を抱えていた事情も一定理解できるものの、業務としての認識が全くなかった事に加え、担当者が長期間不在であったことに組織として対応できていなかったため、それぞれの事務に係る滞納整理が不十分であり、債権の管理台帳の管理、初回納付期限後 30 日以内の督促、滞納繰越分の調定を適正な時期に起票できていなかった事は不適切であり、遺憾と言わざるを得ない。

今後は、欠員が出た場合の事務の引継体制を見直し、枚方市債権管理及び回収に関する条例等に基づく適正な管理を行い、円滑な業務遂行に取り組むよう強く要望する。